

大津市イベント情報集約サイト広告表現ガイドライン

（目的）

第1条 大津市イベント情報集約サイト（以下「当サイト」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、大津市広告掲載要綱及び大津市広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

（禁止表現）

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをする等、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- （1）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- （2）アラートマーク（警告・注意などあたかも警告を発しているかのように見えるもの）
- （3）ラジオボタン、セレクトボックス（選択ができるような誤解を与えるもの）
- （4）テキストボックス（入力可能な領域があるかのように見えるもの）
- （5）プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのように見えるもの）

（G I Fアニメ）

第3条 G I Fアニメーションは使用しない。

（当サイトとの区別）

第4条 次の表現については、ユーザーが当サイトのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれがあるため、禁止とする。

- （1）当サイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- （2）「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが大津市の事業であると錯誤しやすいもの

（コントラスト）

第5条 バナー画像のコントラストについて、アクセシビリティを保持するため、次のことに留意すること。

- （1）バナーで使用する文字色と背景色のコントラスト比の保持
- （2）バナーで使用する文字のアンチエイリアスの処理

（解像度）

第6条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見える状態にしなければならない。

（A L T属性）

第7条 バナー画像に設定するA L T属性（代替テキスト）は、「広告：広告主名」とする。
〔設定例〕 広告：〇〇〇株式会社

附則

（施行期日）

- 1 本ガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。